

# デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会開催要綱

## 1 趣旨・目的

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン(令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会)」に基づき、7項目のアナログ規制に関する見直しに向けた工程表が令和4年12月16日に「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」として公表されたところである。

このうち、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)及び下位政省令(以下「建築物衛生法令」という。)に関しては、建築物環境衛生管理基準等の維持管理のために設けられている定期検査・点検等がデジタル技術による規制の見直し対象としてあげられている。また、建築物衛生法令に基づき制定された厚生労働大臣告示及び行政通達に関しても、同趣旨の見直しが求められている。

これらの状況を踏まえ、学識経験者等で構成される検討会を開催し、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行う。

## 2 検討事項

- (1) 建築物環境衛生管理基準の維持管理のために設けられている定期検査・点検等に関するデジタル技術を活用した見直しについて
- (2) 建築物衛生法令に基づく厚生労働大臣告示及び行政通達で規定されている定期検査・点検等に関するデジタル技術を活用した見直しについて
- (3) その他適切な建築物衛生管理に必要な事項について

## 3 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、構成員の互選による座長を置く。
- (2) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が座長代理としてその職務を代理する。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者の出席を求めることができる。

## 4 運営

- (1) 本検討会は生活衛生・食品安全審議官が開催する。
- (2) 本検討会は原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日 HP において公開する。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 構成員が検討会に出席できない場合において、当該構成員は代理の者を立てて意見を述べることができる。この場合、構成員の出席と見なすこととする。
- (4) 座長が必要と認めるとき、持ち回り審議により検討会の開催に代えることができる。この場合、構成員は書面で意見を提出するものとする。

- (5) 本検討会の庶務は医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

デジタル技術を活用した建築物環境衛生管理のあり方に関する検討会 構成員

- 井上 洋一 一般社団法人 産業保健法学会 理事、弁護士
- 岡田 有策 慶應義塾大学 理工学部管理工学科 教授
- 鍵 直樹 東京工業大学 環境・社会理工学院 建築学系 教授
- 鎌田 元康 公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター 顧問
- 金 勲 国立保健医療科学院 生活環境研究部 上席主任研究官
- 倉 渕 隆 東京理科大学 副学長
- 坂下 一則 東京都 福祉保健局 健康安全研究センター広域監視部  
建築物監視指導課 統括課長代理
- 杉 川 聡 公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 理事
- 谷 川 力 公益社団法人 日本ペストコントロール協会 理事
- 辻 真弓 産業医科大学 衛生学 教授
- 永田 哲郎 一般社団法人 日本ビルディング協会連合会 常任参事役
- 二階堂 理 公益社団法人 全国建築物飲料水管理協会 副会長

(五十音順)